知って得する消費者情報 63

見守り新鮮情報

趣味の会で知り合った**人に勧められて**、1年前に仮想通貨への**投資の説明会**に行った。「**仮想通貨**を購入すると**価値が上がる**」と言われ、約**90万円**振り込んだ。「1年経ったら会社が**買い取る**」と言われていたが業者と**連絡が取れない**。返金してもらいたい。
(60歳代　女性)

知人から誘われた仮想通貨への投資もうかるはずが…

ひとこと助言

- 知人から説明会やセミナー等に誘われ、売却利益を目的に仮想通貨を購入したところ、もうかるどころか支払ったお金も戻ってこないという相談が寄せられています。
- 仮想通貨は、価格が急激に低下するなどのリスクを伴うため、将来必ず値上がりするものではありません。仕組みや取引に伴うリスク等がよく分からなければ決して契約しないでください。
- 仮想通貨交換業の登録がなければ、国内で仮想通貨と法定通貨との交換サービスは行うことができません。
- 不安を感じたときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第280号（2017年5月16日）発行：独立行政法人国民生活センター

【問い合わせ】
茨城県消費生活センター　☎029-225-6445
常陸大宮市消費生活センター　☎52-2185（直通）（本庁商工観光課内）
※月・水・金曜日は消費生活相談員が対応します。

善意をありがとう

（順不同・敬称略）

＜社会福祉協議会へ＞

常陽銀行大宮支店　未使用タオル250本

＜教育委員会へ＞

常陸大宮ライオンズクラブ　100,000円